

○財務省告示第四百十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十二年度の初日から平成二十二年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年十二月二十八日

財務大臣 野田 佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年度の初日から平成二十二年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	二・七二トン
四	一七、三一五トン
五	九五七トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
二四二トン	六四四トン	一一、六一八トン	六三、五二二トン	一〇、六七四トン	一、三二八トン	三七〇、三一八トン	九四八、四二八トン	三、六四七、八五八トン	四五、一〇七トン	三、〇一九トン	三、七二七トン	二七、七三五トン	一・一三トン	一〇・〇七トン	六トン

二九		四八一トン
二八		六トン
二七		六、一九八トン
二六		二、九一トン
二五		〇トン
二四		一四トン
二三		二、九二九トン
二二		四二九トン
二一		一八、八九六トン